



## ○長野県告示第103号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年2月27日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

佐久市

2 事業の種類

農業集落排水資源循環総合補助事業上平尾地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

佐久市大字上平尾字与切地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

本事業は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本事業の起業者である佐久市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本事業の施行により得られる利益

起業地の存する上平尾地区は、佐久市の東北部に位置し、果樹及び水稻を中心とした農業が営まれる市内でも有数の農業振興地域である。市は、昭和52年、一級河川湯川から取水した農業用水が流下する最上流部に位置する当地区に生活雑排水処理施設を設置し、早くから農業用水の水質保全に取り組んできた。しかし、施設の老朽化が進み、所期の目的を達することが難しくなってきており、し尿処理についても、トイレをくみ取式から衛生的で快適な水洗式へ移行したいという

地区住民の要望が強くなっている。

本件事業により施設が完成すれば、悪化している放流水質が安定し、農業用水を始めとする公共用水域の水質保全を図ることができるほか、し尿の処理も可能となり、トイレの水洗化による地区住民の生活環境が大きく向上するものと期待される。

さらに、放流する処理水を農業用水として再利用したり、発生した汚泥を肥料に加工して農地に還元することにより資源の循環が図れるとともに、ホタルなどの水生生物の復活など水辺環境の再生が期待される。

#### イ 本件事業の施行による影響

起業地は、起業者において候補地を2か所選定し、その比較検討をした結果、経済性において優れていることが認められる。また、起業地を含めた一帯は優良農地が広がる田園地帯であるが、起業地はその端部に位置していること、施設が小規模であるため日照問題等による他の農地への影響は出ないと認められること、起業地の近くには民家があるが施設の脱臭対策には万全を期していると認められることなどから、周辺の土地利用への影響や地区住民の生活環境への影響は極めて少ないと考えられる。

#### ウ 起業地の範囲

本件事業により建設する施設は、上平尾地区の生活雑排水及びし尿を処理するのに適正な規模であり、場内通路、植栽等の部分についても、施設の維持管理や景観保持のために適正な規模であると認められ、起業地は、本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

#### エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

現在、上平尾地区では、生活雑排水を処理する既存施設の老朽化とともに放流水質の保全が難しくなってきていること、トイレの水洗化を希望する地区住民の声が強いことから、水質保全と生活環境向上のため下水道の整備が急務となっている。また、本件事業の施行により、佐久市が策定した生活排水計画において農業集落排水事業の対象とした10地区の整備が当地区を最後に終了することになるとともに、農業用水路の最上流部に当たる当地区的水質が保全されることにより、下流の地区的水質保全にも大きく貢献するものと期待される。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
佐久市役所

企 画 課

○長野県告示第104号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 起業者の名称  
本城村
- 2 事業の種類  
農業集落排水事業乱橋地区汚水処理場建設事業
- 3 起業地  
(1) 収用の部分  
東筑摩郡本城村大字乱橋字宮ノ前地内  
(2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）  
本件事業は、法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置するその他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。  
(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）  
本件事業の起業者である本城村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。  
(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）  
ア 本件事業の施行により得られる利益  
本城村では、生活雑排水及びし尿の処理について、浄化槽で対応する地区を除き、村内を西条、東条、小仁熊及び乱橋の4地区に区分し、平成5年度から農業集落排水事業により下水道整備を進めてきた。既に3地区の事業が終了し、本件

起業地の存する乱橋地区を残すのみとなった。

乱橋地区では、農業集落排水事業施行前のほかの3地区と同様に、ほとんどの家庭において、生活雑排水を簡易な沈殿槽を通した後又は直接農業用水路等へ放流しているため、これが水質汚濁の最大原因となり、水路にたまつた汚泥が、悪臭やハエ、蚊等の発生源となつたり、水路の機能低下により維持管理費が増大するなどの問題が生じている。し尿についても、一部に肥料として使用する自家処理が見られるものの、ほとんどがくみ取式により処理されており、都市部に比べて下水道の整備が大きく遅れ非衛生的で不快な環境にあるため、地区住民は、トイレの水洗化による生活環境の向上を強く求めている。

本事業により施設が完成すれば、健全な農業生産を維持するために必要な農業用水ばかりでなく、公共用水域全体の水質の保全に大きく貢献するとともに、地区住民に対し衛生的で快適な生活環境が提供できる。

また、処理水及び処理汚泥を農地還元することにより、有効な資源循環を図ることが期待できる。

#### イ 本事業の施行による影響

起業地は、起業者において候補地を2か所選定し、その比較検討をした結果、経済性において優れていることが認められる。また、施設は脱臭対策には万全を期していると認められること、緑地帯を設け植栽を施すことにより景観にも配慮していること、施設が小規模であるため日照問題等による他の農地への影響は出ないと認められることなど、地区住民の生活環境への影響や周辺の土地利用への影響は極めて少ないと考えられる。

#### ウ 起業地の範囲

本事業により建設する施設は、乱橋地区の生活雑排水及びし尿を処理するのに適正な規模であり、場内通路、植栽等の部分についても、施設の機能維持や景観保持を行うために適正な規模であると認められ、起業地は、本事業施行のために必要な土地に限定されている。

#### エ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

現在、乱橋地区においては、生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっており、また、し尿処理がくみ取式で不快な環境にあることから、地区住民の間にも水質の保全及びトイレの水洗化を求める声が強くなっている。このため、同地区においては、下水道の整備が急務となっている。以上から、早急に施行され

るべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所  
本城村役場

企画課

○長野県告示第105号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成15年2月27日

長野県知事 田中康夫

| 名称          | 所在地                | 認定の有効期限    |
|-------------|--------------------|------------|
| 四賀村国保直営会田病院 | 東筑摩郡四賀村大字会田1535番地1 | 平成18年2月26日 |

医務課

○長野県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月27日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

| 区間  | 新旧別 | 敷地の幅員          | 延長           |
|---|-----|----------------|--------------|
| 小県郡丸子町大字下丸子字東川327番の4地先から<br>小県郡丸子町大字中丸子字丹波屋敷<br>1267番の5地先まで | 旧   | m<br>10.2~33.0 | km<br>0.3978 |
| 同 上   | 新   | m<br>10.5~63.0 | km<br>0.3663 |

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 別所丸子線

(3) 道路の区域

| 区間   | 新旧別 | 敷地の幅員        | 延長           |
|--|-----|--------------|--------------|
| 上田市大字古安曽字下吉沢1188番の2地先から<br>上田市大字古安曽字下吉沢1181番の1地先まで | 旧   | m<br>4.6~8.6 | km<br>0.0460 |
| 同 上  | 新   | m<br>4.6~8.6 | km<br>0.0460 |

道路維持課

## ○長野県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 宮村湯田中停車場線  
 3 道路の区域

| 区間   | 新旧別 | 敷地の幅員         | 延長           |
|--|-----|---------------|--------------|
| 下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地684番の1地先から<br>下高井郡山ノ内町大字佐野字北田476番地先まで | 旧   | m<br>4.1~13.2 | km<br>0.3884 |
| 同上   | 新   | m<br>4.7~22.2 | km<br>0.3846 |

道路維持課

## ○長野県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 豊田中野線  
 3 道路の区域

| 区間   | 敷地の幅員          | 延長           |
|--|----------------|--------------|
| 中野市大字壁田字谷地1428番の1地先から<br>中野市大字壁田字谷地1484番の1地先まで | m<br>15.6~23.2 | km<br>0.3674 |

道路維持課

## ○長野県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年3月14日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 宮村湯田中停車場線

2 供用を開始する区間

下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地684番の1地先から

下高井郡山ノ内町大字佐野字北田476番地先まで

3 供用を開始する期日 平成15年2月27日

道路維持課

## ○長野県告示第110号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

| 道路の種類 | 路 線 名  | 区 間  |
|-------|--------|--|
| 県 道   | 須坂停車場線 | 須坂市大字須坂字宗石1268番の11地先から<br>須坂市大字須坂字宗石1266番の14地先まで |

道路維持課

○長野県教育委員会告示第2号

長野県高等学校通信教育実施要項（昭和41年長野県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行します。

平成15年2月27日

長野県教育委員会

2 実施校及び担当区域の表中

長野県公立高等学校全日制普通科の通学区のうち第1から第6までの通学区

長野県公立高等学校全日制普通科の通学区のうち第7から第12までの通学区。ただし、単位制教育を行うコースについては、全通学区とする。

第1通学区及び第2通学区  
第3通学区及び第4通学区

に改める。

高校教育課

○長野県教育委員会告示第3号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第45条の2第1項の規定により技能教育のための施設を次のように指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成15年2月27日

長野県教育委員会

## 1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 国際高等学院長野校

(2) 所在地 上田市常磐城2-6-4

## 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------|-----------------------|
| 英語実務      | 英語実務                  |
| 情報処理      | 情報処理                  |
| 文書デザイン    | 文書デザイン                |
| 国際ビジネス    | 国際ビジネス                |

高校教育課

## ○選告示第2号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成15年2月27日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

## 別表第1の不在者投票のできる病院中

「医療社団法人和心会 松南病院 松本市笹部3-13-29」を

「医療社団法人和心会 松南病院 松本市笹部3-13-29」に改め、同表の不在者  
医療法人愛生会 松岡病院 松本市寿北2-6-2」

## 投票のできる老人ホーム中

「恋月荘 諏訪郡富士見町落合11072-4」を

「恋月荘 諏訪郡富士見町落合11072-4」に、

特別養護老人ホーム 紅林荘 諏訪郡富士見町富士見3107-2」

「特別養護老人ホーム ふれあいの里 茅野市玉川4300-9」を

「特別養護老人ホーム ふれあいの里 茅野市玉川4300-9」に、

特別養護老人ホーム さくらの里 上伊那郡高遠町大字勝間220」

「埴科養護老人ホーム はにしな寮 境川郡坂城町大字坂城8814-10」を

「埴科養護老人ホーム はにしな寮 埼科郡坂城町大字坂城8814-10  
社会福祉法人坂城福祉会 特別養護老人ホーム さかき美里園 埼科郡坂城町大字坂城9086-1 に、」  
「特別養護老人ホーム 吉野の里 埼科郡戸倉町大字羽尾366-1」を  
「特別養護老人ホーム 吉野の里 埼科郡戸倉町大字羽尾366-1 に、  
ケアハウスちくま 埼科郡戸倉町大字戸倉2440-1」  
「ケアハウスいなさと 長野市稻里町下氷鉋676」を  
「ケアハウスいなさと 長野市稻里町下氷鉋676 に改め、同表  
特別養護老人ホーム りんごの郷 長野市大字穂保字町浦207-1」  
の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「医療法人聖峰会 老人保健施設 下水内郡豊田村大字上今井601」を  
長寿の里  
「医療法人聖峰会 老人保健施設 下水内郡豊田村大字上今井601  
長寿の里 に改める。  
介護老人保健施設みゆき 飯山市大字下木島9 」

選挙管理委員会